

令和5年安曇野市議会 12月定例会 追加提案説明書

— 目次 —

報告第 26 号	1
報告第 27 号	2
議案第 143 号	3
議案第 144 号	4
議案第 145 号	5
議案第 146 号	6
議案第 147 号	7
議案第 148 号	9
議案第 149 号	10
議案第 150 号	11

報告第 26 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（道路事故に関する
こと）

安曇野市明科 林道天平線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 11 月 13 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

県外の方であり、事業者及び車両使用者です。

2 事故の概要

令和 5 年 9 月 3 日、損害賠償請求者が運転する軽自動車は、長峰山頂方面から林道天平線を走行中、不具合を生じていた道路横断構造物が跳ね上がり、車体下部を損傷したものです。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 100%とし、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 315,370 円を賠償するものとして、令和 5 年 11 月 13 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです。

説明は、以上です。

報告第 27 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

安曇野市豊科高家 1045 番地 9 における公用車事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 5 年 11 月 30 日付けで専決処分したものです。

1 和解の相手方

市内の事業者です。

2 事故の概要

令和 5 年 10 月 30 日、安曇野市豊科高家 1045 番地 9 において、公用車を駐車場所から発進させる際、運転者がアクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突し、その際、衝突された車両がアパートにぶつかり、ガス配管を損傷したものです。

3 和解の内容

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は和解の相手方に対し、損害賠償金として 126,500 円を支払うものとして、令和 5 年 11 月 30 日に示談が成立いたしました。

なお、本件示談に関し、安曇野市と相手方との間には、損害賠償金以外何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので報告するものです

説明は、以上です。

議案第 143 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づき、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.1 月分引き上げるものです。

第 1 条は、令和 5 年 12 月に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の支給割合を 0.1 月分引き上げ、年間支給割合を 3.4 月分に改正するものです。

第 2 条では、令和 6 年度以降に支給する常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当の年間支給割合を、6 月期と 12 月期の支給割合をともに 1.7 月分にする改正です。

この改正により、令和 5 年度、令和 6 年度以降の期末手当の年間支給割合は、いずれも 3.4 月分となります。

本改正は、第 1 条に掲げる令和 5 年 12 月の期末手当の支給割合については、公布の日から施行し、第 2 条に掲げる令和 6 年度以降の期末手当の支給割合については、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 144 号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例及び安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給料月額及び期末・勤勉手当の支給割合を引き上げるとともに、在宅勤務等手当を新設し、併せて特定任期付職員の給料月額を引き上げるものです。

第 1 条は、12 月に支給する期末・勤勉手当の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は 0.1 月分、定年前再任用短時間勤務職員は 0.05 月分引き上げるものです。

また、給料表については、改正率は平均で 1.1% の引上げとなり、特に若年層に重点を置き、初任給は大卒 11,000 円、高卒 12,000 円を引き上げるものです。

第 2 条は、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設するものです。

また、令和 6 年度以降に支給する期末・勤勉手当の支給割合を 6 月、12 月ともに定年前再任用短時間勤務職員以外の職員は 2.25 月分、定年前再任用短時間勤務職員は 1.175 月分とするものです。

第 3 条は、特定任期付職員の給料表の 1 号俸を 376,000 円から 380,000 円に、2 号俸を 422,000 円から 427,000 円に、3 号俸を 472,000 円から 477,000 円に引き上げる改正を行うものです。

本改正は、公布の日から施行します。ただし、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

また、第 1 条に規定する給与改定については令和 5 年 4 月 1 日から適用し、改定前に支給された給与は、改定後の給与条例の規定による給与の内払いとみなすものです。

説明は、以上です。

議案第 145 号

安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本条例改正は、令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づき、安曇野市一般職の職員の給与を引き上げることになったことから、会計年度任用職員の給料表を改正するものです。

本改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 146 号

安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今回の改正は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）により、出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税の減免を行うものです。

改正の内容です。

第19条に第3項を加え、産前産後期間を、単胎妊娠の場合、出産予定日の属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間とします。多胎妊娠の場合、出産予定日の属する月の3月前から出産予定月の翌々月までの6か月間とします。また、出産被保険者の所得割額及び均等割額の減額について定めます。

第20条の3を加え、納税義務者からの届出について定めます。

なお、減免分については、国が2分の1、県が4分の1を負担し、市が負担する4分の1の部分は地方交付税で措置される予定です。

本改正は、令和6年1月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 147 号

令和 5 年度安曇野市一般会計補正予算（第 9 号）

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 億 4,100 万円を追加し、506 億 3,800 万円とします。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている生活者支援、事業者支援に係る経費について追加予算をお願いするものです。

議案書により説明します。また、予算説明書を併せてご覧ください。

2 ページの歳入です。

（事項別明細書は予算説明書の 10 ページからとなります。）

15 款 国庫支出金は、8 億 3,062 万円の増額です。

2 項 国庫補助金で、全額「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の増額です。

19 款 繰入金は、1,038 万円の増額です。

2 項 基金繰入金で、全額「財政調整基金繰入金」の増額です。

21 款 諸収入は、5 億円の増額です。

5 項 雑入で、全額「商品券販売収入」の増額です。

以上が歳入の概要です。

3 ページの歳出です。

（事項別明細書は予算説明書の 12 ページからとなります。）

3 款 民生費は、6 億 5,520 万 7 千円の増額です。

1 項 社会福祉費で、6 億 5,254 万 2 千円の増額です。物価高騰の影響を受けている障害福祉施設等への物価高騰対策支援金の増額による「障がい者福祉総務費」（1,628 万 7 千円）の増額、物価高騰の影響を受けている住民税均等割非課税世帯等に対し、「物価高騰緊急支援給付金給付事業」（6 億 393 万 2 千円）の増額、物価高騰の影響を受けている介護保険事業者への物価高騰対策支援金の増額による「介護保険対策費」（3,232 万 3 千円）の増額です。

2 項 児童福祉費で、266 万 5 千円の増額です。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を「公立認定こども園給食運営費」に充てたことによる財源変更、食材費高騰による私立認定こども園及び認可外保育施設への給食材料費補助金として、全額「認定こども園給食運営費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の16ページからとなります。)

7款 商工費は、6億8,579万3千円の増額です。

1項 商工費で、物価高騰対策として、30%のプレミアム付商品券を発行するための経費として、全額「プレミアム付き商品券事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の18ページからとなります。)

10款 教育費は、

1項 教育総務費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を「給食センター総務費」に充てたことによる財源変更です。

4項 幼稚園費で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を「穂高幼稚園給食運営費」に充てたことによる財源変更です。

以上が歳出の概要です。

議案書4ページの第2表 繰越明許費補正です。

国の令和5年度補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による事業実施分として「プレミアム付き商品券事業」について繰越明許費を追加するものです。

なお、一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書20ページからの給与費明細書をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 148 号

損害賠償の額を定めることについて（公用車事故に関すること）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

なお、本議案は先ほどの報告第 27 号と同じ事故に係るものですが、損害賠償の額が「市長の専決処分事項の指定について」において定められた額を超えるため、別案として提出するものです。

1 損害賠償の相手方

市内在住者です。

2 事故の概要

令和 5 年 10 月 30 日、安曇野市豊科高家 1045 番地 9 において、公用車を駐車場所から発進させる際、運転者がアクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した物損事故です。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を 100% とし、本件事故の損害の解決金として、相手方に対し 780,600 円を賠償するものとします。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しました。

説明は、以上です。

議案第 149 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事請負契約について

令和 5 年 11 月 21 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 9 3 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県安曇野市三郷明盛 855 番地 7
丸山硝子 株式会社
代表取締役 丸山 ^{たかのり} 隆則 |

説明は、以上です。

議案第 150 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業電気設備工事請負契約について

令和 5 年 11 月 22 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業
電気設備工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 192,500,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 長野県松本市大字岡田松岡 139 番地
西・明北特定建設工事共同企業体
代表 西電設工事 株式会社
代表取締役 <small>にしうら</small> 西浦 <small>しょう</small> 翔 |

説明は、以上です。